

令和8年度秋田県農薬危害防止運動実施要領

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管・管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散防止対策を含めた農薬の適正使用、地域及び関係部局間の連携協力体制の強化等に努めてきたところである。

しかしながら、全国的には、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出される事例が依然として確認される状況にある。

このような状況であることから、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

加えて、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用される事例も確認され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要がある。

農薬取締法において、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」とされており、農薬の適正使用等に関する必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供等を通じて農薬使用者の自発的な知識・理解の向上や適正使用を図っていく必要がある。

以上を踏まえ、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知・指導を徹底するとともに、関係機関及び団体等の協力を得て、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管・管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止のための運動を実施する。

第2 実施期間

令和8年6月1日から8月31日まで

第3 運動のテーマと重点指導項目

1 運動のテーマ

農薬は、農薬ラベル（以下「ラベル」という。）の表示事項に従って使用することで事故や被害等が防止され、農作物等の安全が確保されること、また、農薬の再評価が進むと農薬使用者又は蜜蜂に係る被害防止方法が追加されるため、ラベルの確認の重要性を改めて啓発する必要があること、周辺住民や農作物等への飛散防止対策、住宅地等における農薬の適正使用等が十分とは言えない場面が依然として見られること等を踏まえ、令和8年度の運動のテーマは、「使用前、周囲よく見て ラベル見て」とする。

2 重点指導項目

「別添：指導等における留意事項」のうち、以下の項目については、近年全国的に継続して農薬の使用に伴う事故・被害等が発生していることから、重点的に指導する。

- ① ラベルによる使用方法の確認（別添の2（1）ア）
- ② 土壌くん蒸剤使用時の適切な取扱い（別添の1（1）ウ）
- ③ 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策（別添の1（1）エ）
- ④ 誤飲・誤食、盗難等防止に向けた適切な保管・管理（別添の1（2）ア）

第4 実施事項

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

（1）啓発ポスター等による普及啓発

啓発ポスターを市町村、農業団体、県関係機関等に配布し、掲示を依頼するとともに、インターネット等を通じて本運動並びに農薬及び農薬使用に対する正しい知識を普及啓発する。

（2）啓発資料の配布や情報配信、講習会等を通じた普及啓発

市町村、農業団体等の協力を得て、農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者、病害虫防除を委託する可能性のある者等を対象として、「別添：指導等における留意事項」を参考に、以下ア及びイの点を踏まえた啓発資料の配布、電子メ

ールやSNS等を活用した情報発信、講習会の実施等により、農薬及びその使用に関する正しい知識の普及を図る。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管・管理、中毒時の応急処置、地域の医療機関情報等についても理解の増進に努める。

ア 指導・周知が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発

講習会等の開催や巡回による指導・周知が行き届きにくい農薬使用者に対しても指導・周知の徹底を図られるよう、地域の実情に応じて、生産者団体や作物ごとの部会及び出荷先に加えて、農産物直売所、青果市場、農薬販売店等の協力を得て情報発信を行う等、個々の農薬使用者に指導事項の周知徹底を図られるよう工夫する。

また、無人マルチローターを利用して農薬散布を実施する場合、地上での散布に比べて高濃度の農薬を使用する可能性があるため、農薬の適正使用に関して十分理解しておくことが必要である。このため、無人マルチローターの関係団体、メーカー、販売店、教習施設等に対して、無人マルチローターを用いる農薬使用者への、普及啓発資料の配布や講習会参加の呼びかけを要請する。

イ 周辺環境に配慮した農薬使用の普及啓発

水域の生活環境動植物の被害防止、河川等の公共用水域の水質汚濁の防止等により生活環境の保全を図るため、止水期間の遵守、適切な水管理及び畦畔整備を講じるよう、普及啓発を行う。また、公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所における農薬に係る事故を防止するため、周囲の状況を考慮して使用するよう、普及啓発を行う。

(3) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急措置等について解説した資料を配布し、万が一、事故が発生した場合の処置体制について万全を期するよう努める。

2 運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施

農薬による危害の防止、農薬の適正使用等に係る指導、普及啓発のために実施した活動、重点指導項目として位置付けた事項への取組状況等について、実施の効果や成果を検証し、次回以降の運動の実効性を高めるよう努める。

3 農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等

農薬による危害を防止するとともに、農薬の適正な使用や販売を推進するため、また、有用生物や水質への影響の低減をするために、農薬使用者、農薬販売者等の関係者に対して、別添に掲げる事項について指導等を徹底する。